

NEWS LETTER

善光寺の「世界遺産登録」に関する Q & A

「善光寺の世界遺産登録を進める会」が中心となって、「善光寺を世界遺産に」という活動を進めているわけですが、ここで一度、「世界遺産に登録されるためにはどうしたらよいのか?」を、Q&A方式で振り返ってみましょう。

Q 世界遺産はどのように決まるのでしょうか?

A ユネスコの「世界遺産委員会」が「世界遺産条約」に基づいて決定します。

「世界遺産委員会」は、条約締結国から推薦された世界遺産候補地についてそれぞれ評価調査を行い、その結果をもとに世界遺産への登録を決定します。

Q どんなものが世界遺産に登録されるのでしょうか?

A 世界遺産は、「文化遺産」と「自然遺産」、そしてその両方を兼ね備える「複合遺産」の3つに分類されます。

1) 独特の芸術作品、創造的秀作であること

2) 長期にわたって、ある文化圏において、建築物、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えたこと

3) 現存する、またはすでに消滅してしまった文明や文化的伝統に関する独特な、あるいはまれな証拠を示していること

4) 人類の歴史を物語る建物ないし建築物の集合体、景観のすぐれた見本であること

5) 一文化を代表する伝統的集落や土地利用の一例で、とくに歴史の流れによってその存在が危うくなっているもの

6) 普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接的に、または実質的な関連をもつているもの（極めて例外的なもの）

さて、この登録基準に照らし合わせ、善光寺が世界遺産に登録されるためのポイントとは何でしょう。本堂や山門など木造建築としてのすばらしさ、仲見世・宿坊に囲まれた独自の宗教空間というポイントに加え、もう一つ善光寺を世界遺産に登録するための大きなポイントは、「善光寺信仰は日本人のこころの象徴である」という信念体系です。我々日本人の宗教觀とは、一言でいえば、

「シンクレティズム」（多様信仰）です。日本人は、古くから神と仏を習合させ、宗派を問わず手を合わせてきました。こうした行為の象徴が善光寺です。善光寺はお寺であります、宗派がありません。キリスト教徒でも受け入れる寛容さです。お寺が女人禁制だったころから女性を受け入れてきたお寺で、この多種多様を受け入れる心、そして、日本人の昔からこころに根付いている信仰が、この寺の基盤であり、様々な信徒の人々が多数訪れているということに繋がっているのではないかでしょうか。この日本に「お参りにゆく」お寺は、善光寺以外にいたい幾つあるでしょうか。年間に500万人も方が「おらが善光寺さん」と称して「お参り」に訪れる場所が善光寺です。日本人の宗教觀の象徴として善光寺はあり、このことが、善光寺が世界遺産として登録される必要不可欠なポイントであると考えております。

Q 世界遺産に登録されるためのステップは?

A 世界遺産条約締結国には「暫定リスト」というのがあります。「暫定リスト」とは、「締結国が5年ないし10年内に世界遺産リスト登録のために推奨しようとしている候補地のリスト」の事です。

従って、この「暫定リスト」に登録されなければなりません。

「暫定リスト」に登録されると、リストに基づいて文化庁が推薦書を作成し、推薦書は外務省を通じてユネスコに提出されます。

Q 「暫定リスト」に登録されるためには?

A 「暫定リスト」を作成する関係省庁への働きかけが必要となります。



働きかけとして、以下のような方法が考えられます。

1) 関係自治体の担当課や教育委員会等において意見書を作成する。この過程で遺産内容の実態調査などが必要になります。

2) 地方議会での議決→国会への答申

3) 法的条件整備と申請
文化財保護法に基づく国宝・重要文化財・重要伝統的建造物保存地区の指定など。

現在、善光寺一円は、本堂などの境内建物は国宝としての法的保護がありますが、「独自の宗教空間」を構成している宿坊や門前町は法的な保護措置がなく、3)に挙げられている「重要伝統的建造物保存地区（重伝建）」に指定を受ける必要があります。今年は、この指定のための具体的な活動を実施してゆく予定です。

「世界遺産登録」というと、非常に壮大な活動のように思われますが、以上で見ていただいた通り、その第一歩は一人一人の市民の行動から始まります。このニュースレターを御覧になった皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

賛助会員の募集 をはじめました

昨年の善光寺御開帳から、当会では私たちの活動に賛同いただく賛助会員（サポーター）を募集しております。入会金は500円。会員として特製ビッヂを差し上げます。また、毎回のニュースレターが郵送されますので当会の活動がよくわかります。詳しく述べ事務局（TEL.026-228-3260）までお問い合わせください。

編集後記

いよいよ善光寺の世界登録をすすめる会は4年目を迎える本年、総会報告にもありましたように“世界遺産登録”に向けた具体的な活動へと進みます。この調査の進捗状況はこのニュースレターなどで皆さんに周知して参りますのでご期待ください。また、世界遺産登録に向け、市民の意識向上を目的としたシンポジウムも11月に開催予定です。これからも会員皆さんのご協力のもと実のある活動をしていきたいと思います。

善光寺の世界遺産登録をすすめる会

事務局 ■ 社団法人 長野青年会議所 内
Tel : 026-228-3278
<http://www.sekaiisan-zenkoji.com>

前年度の事業報告



- ① 善光寺ゆめ常夜灯（善光寺ライトアップ事業）に主催構成団体として参加（2月）
- ② 貢助会員の募集（通年）
- ③ 白川郷合掌造り集落取材（4月）
- ④ (社)長野青年会議所主催「善光寺の世界遺産登録に向けて」公開シンポジウムへの協力（5月）
- ⑤ 善光寺御開帳特設ブース開設（5月）
- ⑥ 専門委員会・地元・行政を交えた懇親会の実施（6月より随時）
- ⑦ 市民連続講座の開催（9・10・11月の計3回）
- ⑧ ニュースレターの発行（11月）

善光寺の世界遺産登録の早期実現に向けた活動

- ① 仲見世・宿坊・行政との意見交換会（昨年からの継続）
- ② 宿坊、仲見世等の重要伝統的建造物群に向けた予備調査の計画立案、調査実施
- ③ 予備調査の報告書の作成



2004年度の事業計画案として 2つの活動案が提案されました



本会の活動を広く長野市民にアピールし、市民を巻き込んだ活動に拡大することを目的とする啓蒙活動

- ① ニュースレターの発行（年3回を予定）
- ② 市民講座の開催（11月予定）
- ③ ホームページ更新・メンテナンス
- ④ 貢助会員募集（昨年からの継続）

数多くの企画が盛り込まれ、いよいよ4年目に重要な伝統的建造物群に向けた具体的な“調査実施”がされる見通しということで本会に対する期待も高まる中、満場一致で採択されました。会員の皆様には、是非本会の活動状況をより詳しく知るためにも総会にお越しいただきますようお願いします。なお、次回総会は来年1月を予定しております。



善光寺の世界遺産登録に向けて

第1回
善光寺の世界遺産登録と周辺環境整備構想

善光寺の世界遺産登録をする会
専門委員
建築家 宮本忠長

善光寺の創建は白鳳時代の645年。本堂は江戸時代の1707年に建立され、日本最大級の木造仏教建築物として独特的の優美さから国宝に指定されている。その伽藍構成は回廊がなく周囲に開放され、山門、仲見世、仁王門の軸線を圍むように39軒の宿坊があり、その宗教空間の延長にさまざまな生活が積み重ねられた独自の文化をもつ門前町として発展してきたのが長野市である。

信仰の揺籃として、男女を分かたず、昼夜を問わず、宗派を超えて開かれてきた善光寺信仰は、あらゆるものを受け入れる日本人の宗教観、つまり「和」の心を表している。7年に一度行われる御開帳では2ヶ月の期間中に515万人の人々が訪れ、多くの善男善女によって賑わっている。この開かれた善光寺の文化、そして境内の建物だけでなく宿坊を含めたエリアを世界遺産にしようと独自の調査と活動をはじめ、それに相応しい環境整備を提言したのが善光寺周辺環境整備構想である。

善光寺の世界遺産登録の実現に向けて、重要なことは次の3点だと考える。
1. 善光寺がもつ世界遺産としての価値と理念を理解し、登録実現に向けて市民意識の向上を図ること。

2.宿坊・仲見世を含めた一帯の重要伝統的建造物群保存地区の選定による法的保護制度を確立すること。
3.善光寺とその周辺環境がもつ歴史的景観を大切にし、世界遺産に相応しい周辺環境の在り方を考えていくこと。

第一に善光寺とその周辺が世界遺産として通用する顕著な普遍的価値について、
①回廊を持たない伽藍配置が世界的にみても希少であること。
②結界がないことによって宿坊、門前町と宗教空間が連続する開かれた寺院であること。
③庶民信仰の原点として老若男女や宗派を超えた信仰の山が広い寺院であること。
④檜木造りの本堂は善光寺独自の構成であり、国内でも最大級の木造仏教建造物であること。

が挙げられる。善光寺は本堂や境内の様々な歴史的建造物がもつ文化財としての価値だけでなく、信仰と深い関わりをもつてき宿坊や門前町もその対象として考えてい必要がある。また御開帳やお朝事などの宗教的行事についても、独自の無形文化財として価値が高い。世界遺産の登録範囲を具体的に示すと、核心地域(ニア・エリア)を善光寺境内と宿坊群、緩衝地帯(バッファーボーン)を門前町、城山公園、往生寺などの周辺をその対象と考えたい。

第二に宿坊や仲見世を世界遺産の対象として考えるとき、このエリア一帯の文化財としての法的な保護制度を条件として整理する必要がある。

現在、39ある宿坊のほとんどが木造3階建の建築群である。これらの建築物は現行の建築基準法、消防法、旅館業法などの規制や制約から、現状維持や改装が困難であったり、やむを得ず鉄筋コンクリート造のものに建て替えられているのが現状である。現行の法規から緩和し、歴史的な建築物群を保全していくことが求められている。

ぐために国の重要伝統的建造物群保存地区の選定が不可欠といえる。世界遺産登録実現に向けて、善光寺とその周辺が抱える課題を克服していくための法的条件整理が重要となる。

そのためには、住民の合意形成、行政による保護制度の策定、専門家による学術調査が必要であり、早急にすすめることが肝要である。

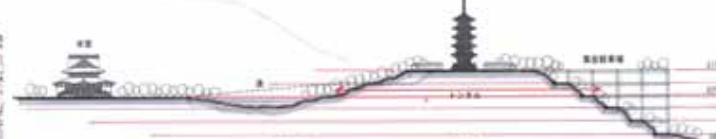
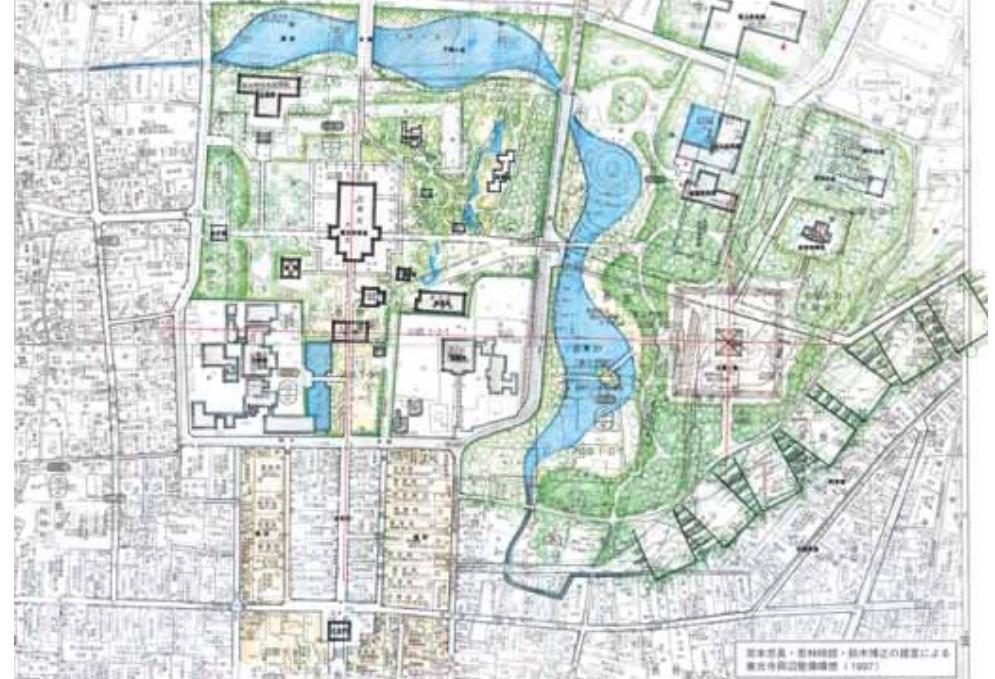
第三に世界遺産に相応しい周辺環境の具体的な構想を提言したい。

近年、善光寺周辺を取り巻く環境は門前町として発展してきた歴史性を持ちながらも、近代化による生活観の変化や歴史的価値観の希薄さから、都市景観が大きく変貌し、加えて中心市街地の空洞化による衰退が深刻化している。

善光寺がもつ本来の歴史的存在価値を見つめ直し、門前町として発展してきた長野市の将来の在り方を見据えた構想を提言したい。

この構想は境内や仲見世、宿坊の復元と保存、中心市街地の再生として、歴史的な街の雰囲気を創出し、参拝者の行き交う表参道の賑わいなどを提案。善光寺東側の城山公園は、仏都に相応しい莊嚴な森と里山の風景をつくる計画。緩やかな丘陵を活かして、建築物は大地に埋没するように配慮。崖地にはくさび形に段丘状の立体駐車場を計画。善光寺平を一望する高台には江戸時代に実現しなかった立川和四郎の作図(1796年)による五重塔を建立する壮大なものである。

善光寺とその周辺は、歴史的環境との共生のもとに継続する内外の社会的、経済的及び文化的な力の影響を受けつつ時代を超えて発展した、信仰や宗教と関連する歴史と人間社会によって創り出された文化の例証である。世界遺産登録に向けて、善光寺とその周辺の在り方をあらゆる視点から見つめ直し、人類共通の歴史的財産として後世に継承していくことが求められている。



宮本忠長(みやもと ただなが)

主な受賞
1927年 長野県生まれ
1951年 早稲田大学理工学部建築学科(工経)卒業(旧制)
1951年 早稲田大学教授・建築家、佐藤武夫設計事務所入所
吉田五十八賞(1987／小布施町並修景計画)
1964年 綿里の家業を継ぎ、株式会社宮本忠長建築設計事務所と改組
日本芸術院賞(2004／松本市美術館)
現在、株式会社宮本忠長建築設計事務所 代表取締役社長、(社)日本建築士会連合会会長、
善光寺の世界遺産登録をする会専門委員

